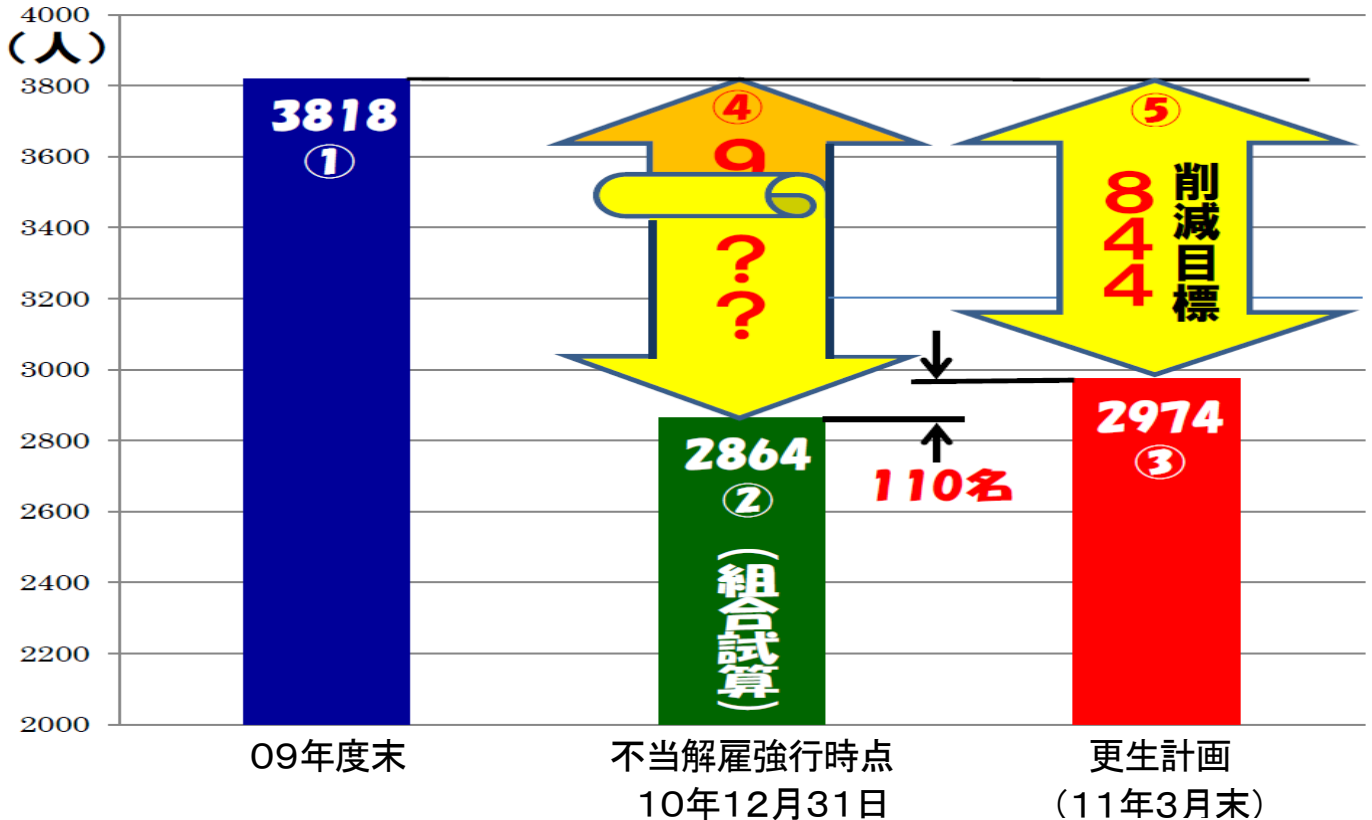


原告を欺き、地裁をも欺いた JAL② パイロット裁判の証人尋問で明らかになったこと

運航乗務員の削減計画と実際



会社は人員削減状況の詳細と、解雇時点での在籍運航乗務員数を隠ぺい!!

(文中の○数字は、上図の○数字に対応しています)

- (1) 組合の調査、会社資料等に基づき解雇時点(2010年12月31日)の在籍運航乗員数(休職者を除く=稼働ベース)を計算したところ2864名(②)となっていたことが判明した。すなわち、目標を超過達成し、更生計画で打ち出した人員体制(2974名=③)を大幅に下回る運航乗務員数になっていた。
- (2) 会社は、自主退職、転籍、乗員訓練生等の地上職への職種変更等々、運航乗員の削減実態の詳細と総数(④)をひた隠しにし、実際には削減目標(⑤)を上回り、更生計画で打ち出した2974名(③)を下回る体制になっていたにも拘わらず、「機長・副操縦士の希望退職者が削減目標数に達していない」として乗員組合や原告等を欺いて必要のない解雇を強行した。
- (3) 会社は、地裁の公判においても自主退職や転籍等々による削減数が何人であったか、実際の人員体制が何人になっているかを明確にせず、「機長と副操縦士の希望退職者が削減目標に達していない」と主張し、裁判所をも欺き、誤った判決を書かせた。
- (5) 以上の様に解雇の必要性はなかった。それでも解雇を強行した理由は、経営破綻・会社更生という機会を活用し乗員組合等の弱体化を狙ったもので、整理解雇自体が不当労働行為である。